

郡山市における建築基準法に基づく制限一覧表

	市街化区域										市街化調整区域
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
■外壁の後退距離 (m) 法第54条第1項	1 m										
■建築物の高さの限度 (m) 法第55条第1項	10m										
■道路斜線制限 法第56条第1項第1号	勾配	1.25				1.5					
■隣地斜線制限 法第56条第1項第2号	勾配		1.25			2.5				1.25	
	立上り (m)		20m			31m				20m	
■北側斜線制限 法第56条第1項第3号	勾配	1.25									
	立上り (m)	5m									
■日影制限 法第56条の2	平均地盤面からの高さ (m)	1.5m	4m								
	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲 (時間)	4時間			5時間						
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲 (時間)	2.5時間			3時間						
	法別表第4の区分	(二)	(二)		(二)						

※都市計画法では、用途地域は13地域となっておりますが、本市ではこの内、10地域（第二種低層住居専用地域、準住居地域、田園住居地域を除く。）の指定を行っております。